


佐賀県公報

一報

告 目
示 次

- ## ○第一種漁港の区域の変更

公告

(三一四・農山漁村課)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 主要農産物奨励品種の決定及び廃止

○県営鍋島地図土地改良事業の工事完了

○県営平尾地図土地改良事業の工事完了

○県営大蔭・浜野浦地図土地改良事業の

○県営棚の内地図土地改良事業の工事完成

○県営糸岐川南部地図土地改良事業の工

公安局委員會事項

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱

○告示

●佐賀県告示第三百十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基
づき、広江漁港の区域を次のように変更する。

平成十六年四月十九日

佐賀県知事 古川康

東与賀町大字下古賀字年徳揚二四九〇番七五八南東角に設置された標柱（基点）から一三〇度三〇分二三〇メートルの地点をイ点とし、イ点から一九九度一二六メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、基点から一二三度九八二メートルの地点をハ点とし、ハ点から一一七度三〇メートルの地点（ニ点）に引いた線（ロ線）、ニ点から二〇八度一〇九二メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から三〇七度一七四メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から二〇五度三〇分六〇二メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から二〇五度三〇分五五六メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から二〇五度五三〇メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から一一一度一二三メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から二〇度五三六八メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から三一度二九三メートルの地点（ヲ点）に引いた線、ヲ点から三五〇度三〇分九七メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から七度八九メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から三五〇度三〇分九七メートルの地点（ヨ点）から二七度三〇分一三三五メートルの地点（タ点）に引いた線、基点から二〇六度三〇分九七八メートルの地点をレ点とし、タ点からレ点に引いた線（ハ線）及び陸岸により囲まれた	水 域	（川副地区）	（東与賀地区）
東与賀町大字下古賀字年徳揚二四九〇番七五八南東角に設置された標柱（基点）から一四四度一四四度三〇分三〇三メートルの地点をソ点とし、同欄に規定するイ点から川副海岸堤防表法尻線に沿いソ点に至る線、ソ点から一七六度三〇分二一四メートトルの地点をツ点とし、ツ点から一七六度三〇分二一四メートトルの地点（ネ点）に引いた線、ネ点から二六六度三〇分一八四メートルの地点（ナ点）に引いた線、ナ点から四八度五七メートルの地点（ラ点）に引いた線、ラ点から二七度四〇メートルの地点（ム点）に引いた線、ム点から三度五四メートルの地点（ウ点）に引いた線、ウ点から二七度一五メートルの地点（ヰ点）に引いた線、ヰ点から六〇度一〇九メートルの地点（ノ点）に引いた線、ノ点から三五六度二五メートルの地点（オ点）に引いた線、オ点から二四一度三〇分一九メートルの地点（ク点）に引いた線、ク点から二二八度に引いた線と川副海岸堤防表法尻線に沿い同欄に規定するレ点に至る線、同欄に規定するハ線及び水際線により囲まれた地域	陸 域	（東与賀地区）	
水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する基点から一四四度三〇分三〇三メートルの地点をソ点とし、同欄に規定するイ点から川副海岸堤防表法尻線に沿いソ点に至る線、ソ点から一七六度三〇分二一四メートトルの地点をツ点とし、ツ点から一七六度三〇分二一四メートトルの地点（ネ点）に引いた線、ネ点から二六六度三〇分一八四メートルの地点（ナ点）に引いた線、ナ点から四八度五七メートルの地点（ラ点）に引いた線、ラ点から二七度四〇メートルの地点（ム点）に引いた線、ム点から三度五四メートルの地点（ウ点）に引いた線、ウ点から二七度一五メートルの地点（ヰ点）に引いた線、ヰ点から六〇度一〇九メートルの地点（ノ点）に引いた線、ノ点から三五六度二五メートルの地点（オ点）に引いた線、オ点から二四一度三〇分一九メートルの地点（ク点）に引いた線、ク点から二二八度に引いた線と川副海岸堤防表法尻線に沿い同欄に規定するレ点に至る線、同欄に規定するハ線及び水際線により囲まれた地域	水 域	（東与賀地区）	（東与賀地区）

海面

一度1111メートルの地点(ケ点)に引いた線、ケ点から回欄に規定する基点に引いた線、当該基点からの三一度310メートルの地点(ア点)に引いた線、ア点から111度450メートルの地点(ヒ点)に引いた線、ヒ点から110一度310分九九メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から111一度540メートルの地点(エ点)に引いた線、エ点から九五度八八メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から六三度111メートルの地点(ナ点)に引いた線、ナ点から五六度七四メートルの地点(サ点)に引いた線、サ点から111一度11メートルの地点(キ点)に引いた線、キ点から五八度七九メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から111一度540メートルの地点(メ点)に引いた線、メ点から三一度五九メートルの地点(ワ点)に引いた線、ワ点から110一度10メートルの地点(レ点)に引いた線、レ点から110一度に引いた線と東与賀海岸堤防表法尻線との交点をヒ点とする。ヒ点からメ点に引いた線、メ点から東与賀海岸堤防表法尻線に沿い回欄に規定するべく点に引いた線、回欄に規定するロ線及び水際線により囲まれた地域

供窓口において総覽に供する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日 平成16年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人 佐賀県知事 古川 康

(1) 名称 特定非営利活動法人有機食品認証普及協会

(2) 代表者の氏名 木塚正光

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市大財五丁目8番62号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下“JAS法”といふ)に係わる検査・認証・調査・研究・普及・啓発・教育・研修事業を通じ食料の生産と消費の拡大を図り、併せて食品の安全性確保、安心感醸成と環境の保全に貢献することを目的とする。

主要農作物の奨励品種を次のとおり決定し、及び廃止するので、佐賀県主要農作物奨励品種審査会規程(昭和63年佐賀県告示第582号)第5条の規定により公告する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定

款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第

2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年6月2日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提

1 奨励品種に決定したもの

(1) 種類及び品種名
稻「佐賀29号」

(2) 来歴

平成4年、佐賀県農業試験研究センターにおいて「佐賀5号」を母、「奥羽346号」を父として育成された品種である。

(3) 特性概要

ア 形態的特性

「ヒノヒカリ」と比較して、稈長は約14センチメートル短く、穂長は約0.5センチメートル長く、穂数は同程度で、草型は「中間型」に属する。

生育中の葉色はやや濃く、止葉の直立性は「やや立」で、稃先及び穎色は「黄白」、粒着密度は「やや密」である。

玄米の大小は「やや大」で、千粒重は「ヒノヒカリ」より1.5グラム以上重く、外觀品質は「ヒノヒカリ」と同程度かやや優れる。

イ 生態的特性

「ヒノヒカリ」と比較して、出穂期、成熟期とも2日遅く、「中生の中」に属する。

稈質は「やや剛」で、耐倒伏性は「ヒノヒカリ」より優れる。

脱粒性は「難」、穂発芽性は「やや難」である。

葉いもち及び穂いもち圃場抵抗性はともに「やや弱」で、白葉枯病抵抗性は「やや強」である。紋枯病の発生は「ヒノヒカリ」と同程度である。

収量性は「ヒノヒカリ」より1割以上多収である。

ウ 食味特性

「ヒノヒカリ」と比較して、タンパク質含有率はやや低く、アミロース含有率はやや高い。

ご飯では光沢があり、粘りが強く、食味は「ヒノヒカリ」に近い。

(4) 普及見込み地帯

伊万里市を中心とする佐賀県西部

(5) 栽培上の留意点

ア いもち病に弱いので、常発地帯での栽培は避け、適期防除を行う。
イ 倒伏には強いが、食味向上のため多肥栽培は避ける。

ウ 短稈で紋枯病が上位葉に進展しやすいため、中干しを徹底し、発病動向に注意し適期防除を行う。

2 奨励品種を廃止したもの

(1) 種類及び品種名
稻「サカエモチ」

(2) 廃止した理由
作付けがほとんどされておらず、今後増加の見込みがないため。

平成16年2月27日県営土地改良事業（ほ場整備）鍋島地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

平成16年2月4日県営土地改良事業（ため池等整備）平尾地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

平成16年1月11日県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）大瀬・浜野浦地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

平成15年1月31日県営土地改良事業（ため池等整備）柳の内地区の工事が完

アしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

平成15年3月20日県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）糸岐川南地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年4月19日

佐賀県知事 古川 康

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、平成16年4月1日付けで少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成16年4月19日

佐賀県公安委員会

委員長 井出 海

平成16年4月19日（月）

野口 力 佐賀市本町一丁目880番地4	及び愛敬町 鳥栖市本町一丁目880番地4	神埼郡神埼町のうち、大字田道ヶ里、大字神埼及び大字本堀 神埼郡三田川町大字吉田のうち、字目遠原 神埼郡三田川町大字立野のうち、字苔野
田中 豊和 小城郡小城町115番地4	小城郡小城町のうち、本町、岡町、北小路、蛭子町及び下町 小城郡牛津町のうち、大字上砥川及び大字下砥川	鳥栖市のうち、本町、大正町、本鳥栖町、京町、本通町、東町、元町及び曾根崎町
南里 保和 多久市北多久町大字小侍2268番地2	多久市北多久町のうち、大字小侍	唐津市のうち、西城内、南城内、北城内、大名小路、材木町、十人町、魚屋町、吳服町、中町、京町、本町、木綿町、刀町、町田、高砂町、紺屋町及び米屋町
山本 茂雄 多久市北多久町大字小侍2268番地2	唐津市のうち、伊万里町、立花町、蓮池町、新天町及び二里町	伊万里市の大字伊万里町、立花町、蓮池町、新天町及び二里町
市丸 清幸 唐津市和多東百人町2番2号	武雄市武雄町大字富岡7713番地5	武雄市の大字、武雄町
山浦 信吾 唐津市神田中村1833番地3	武雄市武雄町大字富岡7673番地	武雄市武雄町大字富岡7673番地
中村 重徳 伊万里市大坪町丙1595番地2	伊万里市白石町大字福田1983番地1	杵島郡白石町のうち、大字福田及び大字福吉
宇津上 慶子 武雄市武雄町大字富岡7713番地5	久原 啓司 杵島郡白石町大字福田1983番地1	杵島郡白石町のうち、大字福田及び大字福吉
堤 勝信 武雄市武雄町大字富岡7673番地	小野 满義 杵島郡白石町大字築524番地	杵島郡白石町のうち、大字福田及び大字福吉
小城原 直 佐賀市大財一丁目5番60号	野東四丁目まで、中央本町、吳服元町	

松枝 憲義 鹿島市浜町甲1491番地1	鹿島市のうち、大字高津原
小川 澄寛 鹿島市大字高津原3920番地	
藤松 義將 鹿島市大字高津原3891番地2	
廣川 滋 藤津郡嬉野町大字下宿丙2320番地14	藤津郡嬉野町のうち、大字下宿

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 金 画 日
西 部 印 刷 企 画 (株)